

堺 感 対 第 1595 号
令 和 7 年 9 月 5 日

区 自 治 連 合 協 議 会
校 区 代 表 者 様

堺市健康福祉局
保 健 所 長

高齢者の带状疱疹・インフルエンザ・新型コロナの
定期接種について（お知らせ）

皆様方には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、本市予防接種事業にご協力賜りありがとうございます。

さて、本年度から定期接種になりました带状疱疹予防接種及び 10 月 1 日から
来年 1 月 31 日まで実施予定のインフルエンザ及び新型コロナの定期接種につい
て、ご案内いたします。詳細は別添資料をご覧ください。

（問合せ先）堺市 健康福祉局 保健所 感染症対策課
（担当 森、戸倉、北野）

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

TEL (072) 222-9933（直通）

FAX (072) 222-9876

令和7年度 高齢者带状疱疹予防接種について

【実施期間】 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

【対象者】 次のいずれかに該当する方

- ① 令和7年度中に65歳となる方
- ② 令和7年度中に70、75、80、85、90、95、100歳となる方
※100歳以上の方についても、令和7年度に限り全員対象となります。

令和7年度中に迎える年齢	対象となる方の生年月日
65歳	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日生まれ
70歳	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日生まれ
75歳	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生まれ
80歳	昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生まれ
85歳	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生まれ
90歳	昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生まれ
95歳	昭和5年4月2日～昭和6年4月1日生まれ
100歳以上	大正15年4月1日以前生まれ

- ③ 接種日において60歳以上65歳未満の方のうち、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり、日常生活がほとんど不可能な方
※証明できるものとして身体障害者手帳（1級）又は医師の診断書が必要です。
※今年度①,②に該当する方が来年度以降に対象となることはありません。（5年ごとに定期接種の対象となる制度ではございません。）

【実施場所】 堺市内の契約医療機関（予約は直接、接種する契約医療機関へ）

【使用するワクチンと自己負担金】

ワクチンによって接種方法や、効果とその持続期間、副反応などの特徴が異なりますが、いずれのワクチンも、带状疱疹やその合併症に対する予防効果が認められています。

	生ワクチン (製品名：ピケン)	組換えワクチン (製品名：シングリックス)
接種方法	皮下に接種	筋肉内に接種
接種回数と間隔	1回	2回（2か月以上の間隔をあける）
条件	病気や治療によって、免疫の低下している方は接種できません	免疫の状態に関わらず接種可能
自己負担金の額	4,950円	11,000円（1回あたり）

組換えワクチンは1回目の接種から2か月以上の間隔をあけて2回目の接種を行う必要があるため、1回目の接種を1月末までに行ってください（年度を過ぎた接種分は全額自己負担となります）。

ワクチンの効果や副反応、よくある質問などについてはホームページをご確認ください。



○自己負担金免除について

※市民税非課税世帯に属する方、生活保護受給世帯の方及び中国残留邦人等支援給付世帯に属する方は、医療機関の窓口で証明できるものを提示することで、無料で接種できます。

証明できるものの例：介護保険料納入通知書（所得段階区分が第1～第3段階の記載があるもの）、生活保護受給者証など

市民税非課税世帯で証明できる書類をお持ちでない方は、必ず事前に各保健センターまたは感染症対策課に無料受診券を申請してください。

お問い合わせ先

堺市保健所 感染症対策課（222-9933） か 保健センター まで

令和 7 年度 高齢者のインフルエンザ 及び新型コロナの定期接種について

	インフルエンザ予防接種	新型コロナウイルス感染症予防接種
対象者	①接種日時点において、65 歳以上の方 ②60 歳以上 65 歳未満の方で、心臓、じん臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に身体障害 1 級程度の障害のある方（証明できるものが必要）	
接種時期	令和 7 年 10 月 1 日～令和 8 年 1 月 31 日	
自己負担金	1,500 円 (免除制度あり)	8,000 円 (免除制度あり)
接種場所	堺市の実施協力医療機関（堺市のホームページに掲載）	
接種方法	接種する医療機関へ直接予約のうえ接種を受けてください <u>（接種券の配布はありません）</u>	
ホームページ	接種費用の免除制度や接種できる医療機関などの詳細は堺市のホームページをご確認ください	
		

新型コロナワクチンの効果や副反応などについてはホームページをご確認ください。



その他に不明な点等ございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先 堺市保健所 感染症対策課（222-9933） か 保健センター まで

接種後の注意点

●副反応の症状が続く場合など

副反応の症状が続く場合や軽減しない場合、まずは、かかりつけ医や接種を受けた医療機関などに相談し、必要に応じて受診してください。

受診した方がよいか迷う時などは、下記のお問い合わせ先までご相談ください。

●予防接種健康被害救済制度について

接種後に健康被害が生じ、医療機関において治療を受ける必要が生じた場合又は障害が残った場合に、その健康被害が接種を受けたことによるものと厚生労働大臣が認定したときは、健康被害救済制度に基づく給付を受けられます。下記お問い合わせ先までご相談ください。

お問い合わせ先

堺市保健所 感染症対策課 予防企画係

TEL 072-222-9933 FAX 072-222-9876